令和７年度　第４回栃木地方最低賃金審議会資料目録

Ⅰ　栃木県最低賃金　関係資料

Ｉ－１　異議申出書[栃木公務公共一般労働組合]（令和７年8月18日付）・・・ 1
Ｉ－２　異議申出書[佐野地区労働組合会議・労働組合わたらせユニオン]
（令和７年8月19日付）・・・ 3
Ｉ－３　異議申出書[とちぎコープ労働組合]（令和７年8月19日付）・・・ 7
Ｉ－４　異議申出書[栃木県労働組合総連合]（令和７年8月19日付）・・・ 9
Ｉ－５　異議申出書[全日本建設交運一般労働組合栃木県支部]
（令和７年8月20日付）・・・ 11

Ⅱ　栃木県特定最低賃金　関係資料

Ⅱ－１　栃木地方最低賃金審議会
栃木県特定最低賃金専門部会運営規程（案）・・・15

２０２５年8月１８日

栃木労働局長

川口　秀人　様

栃木公務公共一般労働組合
針川　典子

栃木県最低賃金の改正決定についての異議申出書

栃木地方最低賃金審議会から８月５日に栃木県最低賃金の改正決定について（答申）が出され、栃木県内の最低賃金を１，０６８円にする答申が出されました。

しかし、この額では、最低賃金近傍で働く労働者の生活はもとより、労働者全体の実質の賃金底上げにつながらないことは明らかです。

賃金を抑制し、低賃金の非正規雇用を増やし、企業の活力を失ってきた「失われた３０年」の流れから脱却する具体的なメッセージにもなっていません。

今すぐ全国一律１，５００円以上の実現、１，７００円をめざすよう求めます。

よって、栃木地方最低賃金審議会の意見について異議を申し立て、再度の審議をもとめます。

以上

栃木労働局
7.8.18

1

２０２５年8月１８日

栃木労働局長
　川口　秀人　殿

栃木県佐野市浅沼町７９６

佐野地区労働組合会議
議長　　久保田宏光

労働組合わたらせユニオン
委員長　　小野　勉

栃木労働局
7.8.19
栃労収基0819第1号

先に公示された「栃木県最低賃金の改定に関する栃木地方最低賃金審議会の答申」について、以下の通り異議申し出を行います。

（1）異議申し出の内容

先日公示された、栃木県最低賃金を６４円引き上げ、１０６８円とするとの答申は、目安を1円上回ったことは評価できますが、最低賃金法第１条の「賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上および事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」を踏まえた審議の結果としては不十分です。

最低賃金が昨年ようやく１０００円以上に引き上げられましたが、中小企業に対する支援策を積極的な議論により充実され、物価高騰が続く中では、今年度の栃木県最低賃金を大幅に引き上げ、１５００円を目指すべきです。栃木労働局長は金額が低すぎることを理由として栃木県最低賃金審議会に再審議を求めるべきです。

（2）理由について

最低賃金について、近年「時々の事情」により引き上げが行われてきたことについて、私たちは「最低賃金のあるべき水準の議論を行ったうえで、引上げについて議論すべきである」と、この間、意見を述べてきました。しかし、２２年からの物価高騰は労働者の生活を直撃し、特に預貯金など資産の無い最低賃金近傍で働く労働者が、生活に困窮し、悲鳴を上げているという状況の中で、物価高騰に対処することを最優先して引上げの議論を行うよう要請してきまし

た。合わせて、政府方針の２０２０年代に１５００円達成には、５年間であと４４５円を引き上げなければならず、集中的に引き上げを実施する初年度にしては、基本方針に配意したとはとても思えません。

最低賃金は、生活保護制度と並び、憲法第２５条を保障するナショナルミニマムの柱です。それゆえ、最低賃金法第９条２項の３要素の中で最優先されるべきは労働者の生計費、物価の動向です。

今年度、中央最低賃金審議会の目安の答申における公益委員見解は、生計費について以下のように記述しています。

・消費者物価指数をみると、令和６年１０月から令和７年６月までの期間で見た場合平均 3. ９％で、対前年同期の平均 3. 2%から引き続き高い水準となっている。エンゲル係数については近年、上昇傾向にあり、令和６年は勤労者世帯で 26.5％となっている。

・年間 15 回以上の購入頻度である食パン、鶏卵などの生活必需品を含む「頻繁に購入」する品目についても、同期間で見た場合平均 4.2%、対前年同期の平均 5.4%から低下したものの、引き続き高い水準となっている。

・最低賃金の引上げにより、時間当たり賃金上昇した者がその増加分の賃金の多くを消費に回しているが 59.8%の調査結果が出ていることを踏まえると、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては生活が苦しくなっている者もいると考えられる。

・この状況を踏まえれば、今年度においては、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、昨年 10 月以降の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す水準を一定程度上回ることを考慮しつつ、「頻繁に購入」する生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案している。

昨年の目安額はすべてのランクで５０円引上げに対して、金額は５１円で引き上げ率は５．１％でしたが、一昨年を超える２７県で目安を大きく上回る引き上げがなされました。今年はＡランク６３円(5.6％)、Ｂランク６３円(6.3%)、Ｃランク６４円(6.7%) 引き上げの目安が出され、栃木の今年の答申は目安を１円上回る６４円、6.37％の引き上げになります。

この３年間の物価高騰により、実質賃金は３年連続でマイナスとなり、今年になってからも依然として続いています。物価上昇に賃金の伸びが追いつかない状況が常態化しています。消費者物価の上昇は４４ケ月連続で、食料（生鮮食品除く）は７％上昇となり、９か月続いて伸び率が拡大しています。特にコメ類は 98.4%上昇と７か月連続で過去最大を更新してきました。公益委員見解にあるように、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要であると明確に述べています。

栃木の最低賃金 6.37%の引き上げは、物価動向を踏まえた引き上げとは思えません。昨年栃木は茨城に超されてしまいました。１０月以降、最低賃金の引き上げ率を上回る物価高騰が起きる可能性があり、それを踏まえた引き上げとして６４円では極めて不十分です。

今年度、１５００円を目指す最低賃金にするとともに、全ての議論を公開するよう要請してきました。しかし、専門部会は一部公開されたものの、労使の主張する金額が公表されることにとどまり、例えば物価の動向についてそれがどのように議論がされたのか、全く明らかになっていません。また、他県の状況について気にかけている様子はわかりましたが、一部公開ではなく、全面的な公開とするべきです。

もし、このまま６４円の引上げが決定し、１０月から施行されるのであれば、８月以降の物価上昇を勘案し、物価上昇が最低賃金の引き上げ率を上回るような事態になった場合、最低賃金法第１２条に基づき、栃木労働局長は再度、栃木地方最低賃金審議会に対し、改定を諮問するべきです。

以上

２０２５年8月２０日

栃木労働局長
　川口　秀人　様

宇都宮市川田町８５８
とちぎコープ労働組合
中央執行委員長　生方　健介

令和７年度「栃木県最低賃金の改定決定について（答申）」に対する異議申出

８月５日に答申された、令和７年度の「栃木県最低賃金の改定決定について（答申）」につきまして、とちぎコープ労働組合は下記の通り異議申し出を行います。

記

一、異議申出の内容

１.時間額１，０６８円（引き上げ額６４円）では不服です。

２.栃木県最低賃金を、加重平均時間額１，１００円以上に引き上げること。

二、異議申出の理由

私たちは、先に提出した意見書の中で、栃木県の最賃賃金が低すぎるとして、主に次の論点に基づいて主張してきました。

１．物価高騰下でも、どこでも、働けば人間らしく暮らし、「労働者の生活の安定、労働力の質的向上」を保障する金額に ２．全国一律制度実現めざし、地域間の格差（額）解消に近づく金額 ３．中小企業支援策の抜本的な強化を政府に求めて ４．審議を全面公開し、広く県民が関心をもてる運営に

意見聴取の場として行なわれた意見陳述では、提出した意見書を補足する立場で、以下について意見を述べました。

１．働く人々をめぐる全般的な状況 現状の賃金があまりにも低く、正規職員との格差が大きいこと、生活が成り立たないためにダブルワーク・トリプルワークをせざるを得ないことなど、深刻な生活と労働実態であること。 ２．「パート労働黒書No.12」から見えてきたもの 賃金が上がっても、最賃近傍で働く労働者の生活はますます厳しいものになってきていること。 ３．全国一律で最低生計費を保障する最賃制度の確立を 最低賃金は時間給労働者だけの問題ではなく、全労連と全国地方組織が実施している最低生計費試算調査では、近年の物価高騰分を踏まえ再計算を実施したところ、各地で時給１，７００～１，８００円にする必要性を示したこと。

栃木労働局
7.8.19
栃労収基0819第2号

まず、答申において述べられている「政府等による単年度限りではない継続的な支援を強く要望する」「労務費を含めた価格転嫁の更なる促進を要望する」ことについて意義はありません。しかし、物価高騰が続く中で審議会において最も重要視すべきは、最低賃金近郊で働いている労働者の生活改善につながる最低賃金の引き上げ額を示すことではことではないでしょうか。政府が提示している２０２０年代中に加重平均で１，５００円にするという目標からすると不十分な引き上げ額と言わざるを得ません。栃木県で１，５００円を実現するためには来年以降毎年８６円の引き上げが必要になってきます。物価高騰が続く中、最低賃金近傍で働く労働者の生活改善のためには思い切った賃金の引き上げが必要なのです。目安にもとづく金額を出すのではなく、最低金銀近傍で働く人々の生活改善のために必要な金額を引き上げることが必要なのではないでしょうか？。

意見陳述で「パート労働黒書 NO.12」では、光熱費や食費を切り詰め生活している実態が報告され、「時給が低すぎて日用品すら買えない」「時給が１，５００円になっても、この物価高では余裕のある生活はできない」という声が増えていることが報告されています。早急に普通に暮らせる賃金になるよう、最低賃金額を大幅に引き上げるべきです。

政府による中小企業支援強化策の「施策パッケージ案」ですが、その内容は、労働者や企業に生産性向上、効率化、省力化（=人員削減）を迫ることを主とするもので、国の生存権保障を責任転嫁するものと言わざるを得ません。政府として最低賃金（賃金）の引き上げをかかげるならば、「生産性向上、効率化、省力化」を求めるのではなく、中小企業・小規模事業者が求めている、社会保険料（事業主負担）減免や、いくつかの自治体が実施している賃金引き上げ分の直接補助を実施すべきです。栃木県地方最低賃金審議会からも国に対して強く要望されることを望みます。

審議会の情報公開は昨年度から栃木県最低賃金専門部会が一部公開となりましたが、議論の場面については未だ非公開となっています。全面的に公開している鳥取地方最低賃金審議会では、「公開することで議論が活発になった」（鳥取県最低賃金審議会元会長の鳥取大学名誉教授・藤田安一氏の談話）という経験が報告されています。「原則公開」の原点に立ち返って、審議の透明性を確保し、広く県民が関心をもてる運営に改善していただくことを求めます。

物価高騰の歯止めがかからない今だからこそ、景気や消費改善を図り地域経済の活性化のためにも、最低賃金引き上げの改定審議をされるべきです。栃木労働局長はこれらを踏まえ、栃木地方最低賃金審議会に再審議を求めることを強く要請いたします。

以上

2025年8月19日

栃木労働局長　川口　秀人　様

栃木県労働組合総連
（略称　栃木県労連）
議長　阿波　長次

2025年栃木地方最低賃金改定に対する異議申出

県内経済の健全な発展のために尽力されている貴職に、心より敬意を表します。表記のことにつき、以下の3項目の異議を申し出ます。

１，64円引き上げ（時間額1,068円）では、物価高騰を後追いしている程度にとどまり、まったく不十分であるばかりでなく、諸外国と比較しても極端に低いことから、大幅に引き上げ、ただちに時間額1,500円以上とすること。

２，最賃が東京より159円低い現状は、労働力の首都圏への流出が止まらず、県内経済を衰退させていることから、最賃の地域間格差をなくし全国一律とすること。

３，形式的な審議会だけではなく、二者協議を含め、審議会・専門部会の議論のすべてを公開し、民主的に開かれた場で改めて議論し、改定額を決定すること。

【異議申出の理由、趣旨説明】

1，石破総理は、最低賃金について「2020年代に1,500円」と掲げ、今年度はそのスタートにあたります。全労連及び栃木県労連としては、かねてから「最低賃金をただちに1,500円に」と掲げており、「5年後では遅い。今すぐ1,500円に」と求めてきました。

しかし、その私たちの要求はおろか、スピード感に欠ける石破総理の方針にすら、今回の改定は追いついていません。

2020年代のうちに栃木県の最賃を1,500円以上とするなら、毎年100円程度の引き上げが必要であるにもかかわらず、その3分の2以下の金額にとどまることは、労働者の期待を裏切り、景気の低迷を長引かせることになります。

また、欧米先進国の最賃は円換算で2,000円前後が常識となっており、3,000円に迫る国も出ています。そうした国々は、コロナ禍による経済への打撃を、賃上げによって家計消費を押し上げ、好循環を生むことで克服してきました。日本にはその視点がなく、このままでは労働力の国外流出が起こりかねないと危惧されます。

この間、物価高騰は国民生活を圧迫し、特に低所得層に影響の大きい食料品やガソリン、通信料金などの高騰が、最賃近傍で働く労働者の生活を苦しめています。これを改善するには、物価上昇率を大きく上回る賃上げが必要であり、64円（6.37%）程度ではまったく焼け石に水でしかありません。

引き上げ幅を思い切って拡大することを、強く求めます。

栃木労働局
7. 8. 19
総労収第0819第3号

２，栃木県と東京都の最賃は、現在、時間額159円の差があります。仮に東京都が目安通りの改定を実施すると、今年の改定後に差は１円縮小し158円になるものの、とうてい「格差の解消に道をつけた」と言えるものではありません。

年間1,800時間働くと仮定して、年間で正規雇用労働者の平均月額賃金に近い金額になる格差が依然として残されています。東京の最賃で1,800時間働いたのと同じ収入を得ようとすれば、栃木の最賃では2,066時間以上働かざるを得ません。その差は１日８時間とすれば約33日にあたり、いわば、栃木県では１か月以上ただ働きを強いられる状態とも言えます。このことは、憲法14条に保障された法の下の平等に反しており、１日も早く是正が必要です。

金額もさることながら、格差解消につながる改定という視点での審議を強く求めます。

３，審議会は傍聴を認めているものの、金額が決まる過程において重要な協議がなされているであろう一部の会議が非公開とされ、密室協議となっています。こうした密室協議は議事録も公開されず、いわば決定の重要なプロセスがブラックボックスとなっています。

しかも、８月４日夜に中央で目安答申が出された翌５日の答申決定であり、各委員が十分に目安を吟味できたとも、十分な審議を尽くされたとも考えにくく、拙速と言わざるを得ません。

県民生活に広く影響を及ぼす政策の決定過程が、県民に知られることなく密室で行われ、わずか１日で決まってしまったことは、民主主義にとって重大な問題です。このような結果を、私たちは無条件に受け入れることはできません。広く社会に開かれた審議会において、改めて大幅引き上げを議論し決定されるよう、強く求めます。

なお、審議会の公開にあたっては、すべての会議を傍聴可能とするほか、具体的に以下のような改善を求めます。

①事前申し込みを必須とせず、定員に空きや欠席がある場合は当日でも傍聴を認めること。
②傍聴席に机を設け、メモなどをしやすくすること。
③郵送とメールに限らず、電話、FAX等、多様な手段での傍聴申し込みを保障すること。
④報道機関の取材が可能な場合は、傍聴者にも写真や動画の撮影、録音などを許可すること。

おわりに

先般、栃木県労連傘下の労働組合に所属するパート労働者の女性がＮＨＫの取材を受け、苦しい生活実態を訴える姿が全国ニュースで放映されました。最賃近傍で働いている労働者にとっては、現在の生活が困窮するだけでなく、年金、雇用保険、健康保険などの給付すべてに低賃金が影響し、退職後も死ぬまで困窮から抜け出せないことになります。こうした労働者の多くは女性であることから、ジェンダー平等の実現にも悪影響を及ぼし、日本のジェンダーギャップ指数は一向に改善されません。

今、ただちに最賃を大幅に引き上げなければ、年金額などの回復もその分だけ遅れ、将来にわたって格差と貧困が拡大・温存することになります。こうした負のスパイラルを断ち切り、好循環に変えて行くためには、思い切った方策が必要です。

貴職の決断に期待します。

栃木労働局
7. 8. 20
栃労収基 第 号

異議申立書

栃木労働局長　川口秀人　様

栃木労働局一般公示第４号により、栃木地方最低賃金審議会から貴職に対し答申されました令和７年度栃木県最低賃金の改正決定に関し、下記のとおり異議を申し立てます。

記

- 異議の内容
  1. 答申されました２０２５年度（令和７年度）の最低賃金額「１，０６８円」では、労働者の持続可能な生活水準の根本的な解決には至らず改定決定に反対です。
  2. ２０２５年（令和７年）１０月１日発行に合わせた栃木地方最低賃金審議会及び同専門部会の協議日数では協議が不十分であり、改めて同審議会および同専門部会を開催して頂きたい。
  3. 専門部会で協議された内容が非公開であり、広く県民の知る権利が保障されていません。協議の場および議事録を公開することで、多くの労働者や使用者から建設的な意見の提出が期待できることから、今後は公労、公使の非公開の協議およびそれらの協議された議事録を公開して頂きたい。

- 異議の理由

1について）

２０２５年（令和７年）８月４日に公表されました、中央最低賃金審議会による令和７年度地域別最低賃金額改定の目安について、Ｂランクに属する栃木県の改定目安は「６３円」でした。

栃木地方最低賃金専門部会で栃木地方最低賃金審議会への報告を経て、同審議会から貴職へ答申されました改定額は「６４円」であり、ほぼ中央最低賃金審議会が示した目安に沿った改定額でした。対前年比では改定率「６．３％」です。

しかしながら、政府は地域別最低賃金（全国加重平均）１，５００円の目標達成時期を、前・岸田内閣が打ち出した「２０３０年代半ばまで」から「２０２０年代中」に前倒しをし、この目標を達成するには、２０２５年度から２０２９年度まで、年平均 で「７．３％」引き上げなければ実現不可能と言われています。

今年度、隣県茨城県では「６．９％」引き上げ、昨年度に続き、本県と比較しても２年連続で格差が拡がっています。全てではありませんが、同じ「Ｂランク」に属する他県と比較しても本県の改定率が低いと言えます。

「２０２４年問題」と言われた残業規制により労働者の賃金は上げ止まり、年収増に

ブレーキが掛けられています。一方、生活を営んでいくうえでの支出面では、食料品やガソリン代、光熱費、その他諸物価の高騰により生計費の負担が年々上昇する経済の中では決して豊かになるとは実感できず、可処分所得に大きな変化をもたらすとは言えない状況のため、「１，０６８円」ではまだまだ不十分であるからです。

２について）

栃木地方最低賃金審議会の専門部会は、延べ３回開催されました。しかしながら、その期間は「7月３１日（木）～８月５日（火）」まででした。土日を除けば４日間しかない中で延べ３回の専門部会で改定決定の報告をするには、圧倒的に協議そのものが不十分であります。

現在、最低賃金の決定における３要素の中で、上記１では「労働者の生計費」に関して異議を述べさせて頂きました。

２０２４年度の総務省「労働力調査」によれば、役員を除く雇用労働者のうち「３６．８％」が非正規雇用労働者となっております。この約４割近い非正規雇用労働者の賃金が最低賃金に近い賃金額で働いていると仮定した場合、正規雇用労働者と類似の業務をしている非正規雇用労働者は、同一労働同一賃金の原則から見れば未だ差別的な取扱いを受けている実態があり、尚更、最低賃金の大幅な改定は必須条件だと言えます。

企業における生産性の向上と付加価値のある労働力の提供は最低賃金の大幅な改定にとって両輪であると言えます。

前出の茨城県でも、専門部会は延べ４回開催しています。不十分ながらも公労、公使の協議が深まり、公益委員から「６９円」の見解を提示され、改定決定へと良い流れを作っております。

本県でも、審議する時間を増やし、労働者側や使用者側の実態や課題などを深堀りする中で、中央目安に縛られることなく自由闊達に協議を尽くすべきであり、改めて貴職から栃木地方最低賃金審議会に対し再諮問をしていただく必要があるためです。

３について）

今年度の栃木県最低賃金の改正決定について、貴職へ答申された際に以下の２点について要望が附記されました。

１：政府等による単年度限りではない継続的な支援を強く要望する。

２：労務費を含めた価格転嫁の更なる促進を要望する。

決して否定する訳ではありませんが、要望内容が抽象的な言い回しであるため、関係省庁等への説得には不十分な面があるかと感じております。

ところで、最賃の水準は多くの人の生活に影響を与えます。しかし、最低賃金専門部会での協議されている内容や決定に至る過程が「ブラックボックスになっている」とい

う批判が全国でも根強く、透明性を高めるために全面公開すべきだとする声もあります。

もちろん、栃木地方最低賃金専門部会の各委員の皆さまが不毛な議論をしているとは申しません。

ただし、専門委員の皆さまが、次のような視点で議論をされているかは分かりませんが、一例として記載しますと…

① 独身者、既婚者、老若男女問わず、働く現場でうずまく労働者の苦しみ、悩み、希望などはどういうものがあるのか。

② 経営者としては雇用の定着のためには賃金を上げて高い技術力を身に着けて企業力を上げたいが、原価の高騰、税や社会保障の負担が多すぎて、補助金や助成金などの経営支援ツールが充実していても周知が未徹底であったり、制度利用が不便であったりで余りメリットを感じられない。取引上、半強制的に値引きを要求されたり、価格改定を申し出れば取引を止めるなどの弱い立場を利用した歪んだ商取引を取り締まる法律が不十分ではないか。

などの生きた声を専門部会の委員だけで共有するのではなく、そうした声を一公開することこそが「透明性を高める」唯一の方法です。

多くの労働者や使用者から、最低賃金の改定に向けて、様々な視点から建設的な意見の提出が期待できるためです。

以上

２０２５年8月２０日

全日本建設交運一般労働組合栃木県本部
執行委員長　山内健人

栃木地方最低賃金審議会
栃木県特定最低賃金専門部会運営規程（案）

（目　的）
第１条　栃木地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に設置する栃木県特定最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（名　称）
第２条　専門部会には、それぞれその担当する最低賃金の件名を冠する。

（構　成）
第３条　専門部会の委員の数は、９人とする。

（会議の招集）
第４条　専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、栃木労働局長（以下「局長」という。）、３人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。
２　前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の１週間前までに、部会長に通知しなければならない。
３　部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも３日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

（委員の出欠席）
第５条　委員は、部会長が必要であると認めるときには、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話することができるシステムをいう。次項において同じ。)を利用する方法によって会議に出席することができる。
２　テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、最低賃金審議会令第６条第６項により準用する同令第５条第２項及び第３項に規定する会議への出席に含めるものとする。
３　委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。
４　委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

（会議の議事）

第６条　部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

２　委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

３　専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第７条　会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

２　部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなどの必要な措置をとることができる。

（議事録及び議事要旨）

第８条　会議の議事については、議事録を作成する。

２　議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

３　議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

（報　告）

第９条　部会長は、会議において議決を行ったときは、議決事項を審議会会長に報告するものとする。

（専門部会の廃止）

第10条　各専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

（雑　則）

第11条　この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附　則

（施行期日）

この規程は、令和　　年　　月　　日から施行する。